（積立金の処分に係る申請書類）

第十八条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第二十一条第四項において準用する同条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、同条第四項において準用する同条第一項に規定する期間最後の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

2　この省令による改正後の独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十一条及び第十二条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び事業報告書（同条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十三号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産）	
第十一条の二　経済産業大臣は、機構が承継するたな卸資産並びに敷金及び保証金について当該たな卸資産並びに敷金及び保証金から生ずる費用に相当する額（次項において「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該たな卸資産並びに敷金及び保証金を指定することができる。	［新設］

（積立金の処分に係る申請書類）

第十八条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第四項において準用する同条第二項に規定する経済産業省令で定める書類は、同条第一項に規定する期間最後の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

2　前項の指定を受けたたな卸資産並びに敷金及び保証金に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第十五条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第十六条　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

［削る］

［削る］

（財務諸表）

第十五条　機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第十六条　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地